

承認第 4 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年 5 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の見直し等が平成30年4月1日から適用されることから、かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長

平成30年かすみがうら市条例第27号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条
例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「又は高齢者
の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の
例による。